



07-18-2007

DEPARTMENT OF COMMERCE
U.S. Patent and Trademark Office



103427837

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office

new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies):

Citizen Watch Co., Ltd.

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No

3. Nature of conveyance/Execution Date(s):

Execution Date(s): April 1, 2007

- ☐ Assignment ☐ Merger ☒ Change of Name
☐ Security Agreement ☐ Joint Research Agreement
☐ Government Interest Assignment
☐ Executive Order 9424, Confirmatory License
☐ Other _____

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: Citizen Holdings Co., Ltd.

Internal Address: _____

Street Address: _____

1-12, Tanashicho 6-chome,
Nishitokyo-shi

City: Tokyo

State: _____

Country: JAPAN Zip: _____

Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

4. Application or patent number(s):

A. Patent Application No.(s)

☐ This document is being filed together with a new application.

B. Patent No.(s)

D462,280

D474,696

D478,515

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No

5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: RADER, FISHMAN & GRAUER PLLC

Internal Address: Atty. Dkt.: MIZ-0001

Street Address: 1233 20th Street, N.W.
Suite 501

City: Washington

State: DC Zip: 20036

Phone Number: (202) 955-3750

Fax Number: (202) 955-3751

Email Address: _____

6. Total number of applications and patents involved:

3

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$ 120.00

- ☐ Authorized to be charged by credit card
☒ Authorized to be charged to deposit account
☐ Enclosed
☐ None required (government interest not affecting title)

8. Payment Information

a. Credit Card Last 4 Numbers _____
Expiration Date _____

b. Deposit Account Number 18-0013
Authorized User Name Tomoko Nakajima

9. Signature:

Signature

Tomoko Nakajima - L0231

Name of Person Signing

July 13, 2007

Date

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents:

26

07/17/2007 DBYRNE 00000150 180013 D462280

01 FC:8021

120.00 DA

Below is English translation of Certificate of Entire Track Record attached hereto at relevant part only to show that the assignee address has been changed.

I declare that the translation is accurate.

Translator:

Name: Kiyoshi MIZUNO

Address: 3F Maruchu-Nihonbashi Bldg. 10-14
Nihonbashi Tomizawacho Chuo-ku
Tokyo, Japan

Certificate of Entire Track Record

1-12, Tanashicho 6-chome, Nishitokyo-shi, Tokyo
Citizen Holdings Co., Ltd.
Corporation No. 0127-01-004744

Name of Corporation	<u>Citizen Watch Co., Ltd.</u>	
	Citizen Holdings Co., Ltd.	Changed on 1 April 2007
		Recorded on 2 April 2007
Headquarter Office Address	1-12, Tanashicho 6-chome, Nishitokyo-shi, Tokyo	
Translation of rest of the records is omitted		

Page 1 of 21

<i>Translation omitted</i>

Page 2 of 21

<i>Translation omitted</i>

Page 3 of 21

<i>Translation omitted</i>

Translation omitted

Page 5 of 21

Translation omitted

Page 6 of 21

Translation omitted

Page 7 of 21

Translation omitted

Page 8 of 21

Translation omitted

Page 9 of 21

Translation omitted

Page 10 of 21

Translation omitted

Page 11 of 21

Translation omitted

Page 12 of 21

Translation omitted

Page 13 of 21

Translation omitted

Page 14 of 21

Translation omitted

Page 15 of 21

Translation omitted

Page 16 of 21

Translation omitted

Page 17 of 21

Translation omitted

Page 18 of 21

Translation omitted

Page 19 of 21

Translation omitted

Page 20 of 21

This is the document that was to certify all the matters recorded in the Register not closed.

June 12, 2007

Tokyo Regional Legal Affairs Bureau
Register

Haruo Hiruma (Seal)

Page 21 of 21

履歴事項全部証明書

東京都西東京市田無町六丁目1番12号
シチズンホールディングス株式会社
会社法人等番号 0127-01-004744

商 号	<u>シチズン時計株式会社</u>	
	シチズンホールディングス株式会社	平成19年 4月 1日変更
		平成19年 4月 2日登記
本 店	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	
公告をする方法	<u>東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載して之を為す</u>	
	電子公告とする。 http://www.citizen.co.jp/ir/koukoku/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月28日変更
		平成18年 7月19日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<u>http://www.citizen.co.jp/kessan/index.html</u>	
会社成立の年月日	昭和5年5月28日	
目 的	<u>1. 各種時計類およびその部分品の製造並びに販売</u> <u>2. 工作機械および工具類の製造並びに販売</u> <u>3. 計器類の製造並びに販売</u> <u>4. 写真機およびその部分品の製造並びに販売</u> <u>5. 事務用機器およびその部分品の製造並びに販売</u> <u>6. 各種スポーツ施設および娯楽施設の経営並びに賃貸借</u> <u>7. 土地建物その他の不動産およびこれらに附帯する動産の売買並びに賃貸借</u> <u>8. 電子機器およびその部分品の製造並びに販売</u> <u>9. 医療用機器およびその部分品の製造、販売並びに輸出入</u> <u>10. 玩具、遊戯用機器、スポーツ用具の製造並びに販売</u> <u>11. 食器類の製造並びに販売</u> <u>12. 宝石、貴金属およびその装飾品の製造並びに販売</u> <u>13. 眼鏡製品、光学機器およびその部分品の製造並びに販売</u> <u>14. プラスチック製容器の製造並びに販売</u> <u>15. 自動車用部品の製造並びに販売</u>	

- 16. 旅行業法に基づく旅行業
- 17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- 18. 前各号に附帯する一切の業務

- 1. 各種時計類およびその部分品の製造並びに販売
- 2. 工作機械および工具類の製造並びに販売
- 3. 計器類の製造並びに販売
- 4. 写真機およびその部分品の製造並びに販売
- 5. 事務用機器およびその部分品の製造並びに販売
- 6. 各種スポーツ施設および娯楽施設の経営並びに賃貸借
- 7. 土地建物その他の不動産およびこれらに附帯する動産の売買並びに賃貸
- 8. 電子機器およびその部分品の製造並びに販売
- 9. 医療用機器およびその部分品の製造、販売並びに輸出入
- 10. 玩具、遊戯用機器、スポーツ用具の製造並びに販売
- 11. 食器類の製造並びに販売
- 12. 宝石、貴金属およびその装飾品の製造並びに販売
- 13. 眼鏡製品、光学機器およびその部分品の製造並びに販売
- 14. プラスチック製容器の製造並びに販売
- 15. 自動車用部品の製造並びに販売
- 16. 旅行業法に基づく旅行業
- 17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- 18. 一般労働者派遣事業
- 19. 金融業
- 20. 前各号に附帯する一切の業務

平成17年 6月29日変更 平成17年 7月12日登記

当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- 1. 各種時計類およびその部分品の製造並びに販売
- 2. 工作機械および工具類の製造並びに販売
- 3. 計器類の製造並びに販売
- 4. 写真機およびその部分品の製造並びに販売
- 5. 事務用機器およびその部分品の製造並びに販売
- 6. 各種スポーツ施設および娯楽施設の経営並びに賃貸借
- 7. 土地建物その他の不動産およびこれらに附帯する動産の売買並びに賃貸借
- 8. 電子機器およびその部分品の製造並びに販売
- 9. 医療用機器およびその部分品の製造、販売並びに輸出入
- 10. 玩具、遊戯用機器、スポーツ用具の製造並びに販売
- 11. 食器類の製造並びに販売
- 12. 宝石、貴金属およびその装飾品の製造並びに販売
- 13. 眼鏡製品、光学機器およびその部分品の製造並びに販売
- 14. プラスチック製容器の製造並びに販売
- 15. 自動車用部品の製造並びに販売
- 16. 旅行業法に基づく旅行業
- 17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- 18. 一般労働者派遣事業
- 19. 金融業
- 20. 前各号に附帯する一切の業務

	平成19年 4月 1日変更 平成19年 4月 2日登記	
単元株式数	<u>1000株</u>	
	100株	平成16年 9月 1日変更
		平成16年 9月 1日登記
発行可能株式総数	<u>9億7897万9000株</u>	
	9億5975万2000株	平成18年 3月 3日変更
		平成18年 3月14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>3億1150万3050株</u>	
	発行済株式の総数 <u>3億9958万809株</u>	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月14日登記
	発行済株式の総数 3億8035万3809株	平成18年 3月 3日変更
		平成18年 3月14日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金326億4889万1137円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱信託銀行株式会社本店</u>	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月 5日登記	

役員に関する事項	取締役	梅 原 誠	平成 1 5 年 6 月 2 7 日重任
	取締役	梅 原 誠	平成 1 6 年 6 月 2 9 日重任
			平成 1 6 年 7 月 1 3 日登記
	取締役	梅 原 誠	平成 1 7 年 6 月 2 9 日重任
			平成 1 7 年 7 月 1 2 日登記
	取締役	梅 原 誠	平成 1 8 年 6 月 2 8 日重任
			平成 1 8 年 7 月 1 9 日登記
	取締役	永 井 庸 夫	平成 1 5 年 6 月 2 7 日重任
	取締役	永 井 庸 夫	平成 1 6 年 6 月 2 9 日重任
			平成 1 6 年 7 月 1 3 日登記
	取締役	永 井 庸 夫	平成 1 7 年 6 月 2 9 日重任
			平成 1 7 年 7 月 1 2 日登記
	取締役	永 井 庸 夫	平成 1 8 年 6 月 2 8 日重任
			平成 1 8 年 7 月 1 9 日登記
	取締役	金 森 充 行	平成 1 5 年 6 月 2 7 日重任
	取締役	金 森 充 行	平成 1 6 年 6 月 2 9 日重任
			平成 1 6 年 7 月 1 3 日登記
	取締役	金 森 充 行	平成 1 7 年 6 月 2 9 日重任
			平成 1 7 年 7 月 1 2 日登記
	取締役	金 森 充 行	平成 1 8 年 6 月 2 8 日重任
			平成 1 8 年 7 月 1 9 日登記

	<u>取締役</u> <u>春田博</u>	平成15年 6月27日重任
	<u>取締役</u> <u>春田博</u>	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月12日登記
	<u>取締役</u> <u>原崎裕之</u>	平成15年 6月27日重任
		平成16年 6月29日退任
	<u>取締役</u> <u>上田幹郎</u>	平成16年 7月13日登記
		平成15年 6月27日重任
	<u>取締役</u> <u>上田幹郎</u>	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
	<u>取締役</u> <u>上田幹郎</u>	平成16年 7月13日登記
		平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月12日登記
		平成18年 6月28日退任
	<u>取締役</u> <u>白崎雄三</u>	平成18年 7月19日登記
		平成15年 6月27日重任
		平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
		平成17年 6月29日重任
	<u>取締役</u> <u>白崎雄三</u>	平成17年 7月12日登記
		平成18年 6月28日退任
		平成18年 7月19日登記

	<u>取締役</u>	<u>吉田勝</u>	平成15年 6月27日重任
	<u>取締役</u>	<u>吉田勝</u>	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月13日登記
			平成17年 6月29日退任
			平成17年 7月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田修</u>	平成15年 6月27日重任
	<u>取締役</u>	<u>山田修</u>	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田修</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田修</u>	平成18年 6月28日重任
			平成18年 7月19日登記
	<u>取締役</u>	<u>杉本健司</u>	平成15年 6月27日重任
	<u>取締役</u>	<u>杉本健司</u>	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>杉本健司</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>杉本健司</u>	平成18年 6月28日重任
			平成18年 7月19日登記

	<u>取締役</u>	<u>平 石 久 人</u>	平成15年 6月27日就任
	<u>取締役</u>	<u>平 石 久 人</u>	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>平 石 久 人</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>平 石 久 人</u>	平成18年 6月28日重任
			平成18年 7月19日登記
	<u>取締役</u>	<u>久 田 志 郎</u>	平成15年 6月27日重任
			平成16年 6月29日退任
	<u>取締役</u>	<u>古 河 利 夫</u>	平成16年 7月13日登記
			平成16年 6月29日就任
	<u>取締役</u>	<u>古 河 利 夫</u>	平成16年 7月13日登記
			平成17年 6月29日重任
	<u>取締役</u>	<u>古 河 利 夫</u>	平成17年 7月12日登記
			平成18年 6月28日重任
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 章 彦</u>	平成18年 7月19日登記
			平成16年 6月29日就任
			平成16年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 章 彦</u>	平成17年 6月29日退任
			平成17年 7月12日登記

	<u>取締役</u> <u>枅 澤 敬</u>	平成16年 6月29日就任
		平成16年 7月13日登記
	<u>取締役</u> <u>枅 澤 敬</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月12日登記
	<u>取締役</u> <u>枅 澤 敬</u>	平成18年 6月28日重任
		平成18年 7月19日登記
	<u>取締役</u> <u>鈴 木 孝 男</u>	平成18年 6月28日就任
		平成18年 7月19日登記
	<u>埼玉県狭山市入間川二丁目19番38号804</u> <u>代表取締役</u> <u>梅 原 誠</u>	平成15年 6月27日重任
		平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
	<u>埼玉県狭山市入間川二丁目19番38号804</u> <u>代表取締役</u> <u>梅 原 誠</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月12日登記
	<u>埼玉県狭山市入間川二丁目19番38号804</u> <u>代表取締役</u> <u>梅 原 誠</u>	平成18年 6月28日重任
		平成18年 7月19日登記
	<u>監査役</u> <u>栗 山 健 男</u>	平成13年 6月28日重任
		平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
		平成18年 6月16日社外 監査役の登記
		平成18年 6月28日辞任
	<u>(社外監査役)</u>	平成18年 7月19日登記

	<u>監査役</u> <u>今 井 輝 道</u>	平成15年 6月27日重任
		平成18年 6月28日辞任
		平成18年 7月19日登記
	<u>監査役</u> <u>山 崎 安 弘</u>	平成13年 6月28日就任
	<u>監査役</u> <u>山 崎 安 弘</u>	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
	<u>監査役</u> <u>大 津 學</u>	平成13年 6月28日重任
	<u>監査役</u> <u>大 津 學</u>	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
		平成17年 6月29日辞任
		平成17年 7月12日登記
	<u>監査役</u> <u>大 川 康 寛</u>	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月12日登記
	<u>監査役</u> <u>大 川 康 寛</u> (社外監査役)	
		平成18年 6月16日社外 監査役の登記
	<u>監査役</u> <u>飯 島 祥 介</u>	平成18年 6月28日就任
		平成18年 7月19日登記
	<u>監査役</u> <u>早坂建 (社外監査役)</u>	平成18年 6月28日就任
		平成18年 7月19日登記

	会計監査人 監査法人日本橋事務所	平成18年 6月16日会計 監査人の登記
	会計監査人 監査法人日本橋事務所	平成18年 6月28日重任
		平成18年 7月19日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<u>(1) 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 平成16年 6月29日設定 平成16年 7月13日登記	
	(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成18年 6月28日変更 平成18年 7月19日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成16年 6月29日設定 平成16年 7月13日登記	
	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。 平成18年 6月28日変更 平成18年 7月19日登記	
	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。 平成18年 6月28日設定 平成18年 7月19日登記	
新株予約権	2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 4600個	

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額（各本社債につき500万円）の総額を本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（転換価額）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

- ① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- ② 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（転換価額）は、当初834円とする。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\begin{array}{rcl} & \text{新発行・} & \text{1株あたりの} \\ & \text{処分株式数} & \times \text{発行・処分価額} \\ \hline \text{調整後} & \text{調整前} & \\ \text{転換価額} & = \text{転換価額} & \times \frac{\text{既発行+} \quad \text{株式数} \quad \text{時} \quad \text{価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額

本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

平成18年 5月 1日変更 平成18年10月13日登記

新株予約権を行使することができる期間

2002年10月21日から2009年9月23日（本社債の繰上償還の場合には当該償還日の前銀行営業日）の営業終了時（現地時間）まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、本新株予約権付社債権者が2007年9月7日付で本社債の期限前償還の請求を行うときは、その支払いの完済を条件として、当該本社債に係る本新株予約権を放棄するものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、2005年10月7日以降株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が30連続取引日（終値のない日を除く）にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であ

った場合、又は日本国の税制の変更により本社債に関する次回の支払に関し一定の特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させた場合、当社は、一定の条件の下、本社債の全部を繰上償還することができ、かかる場合同時に本新株予約権の全部を無償で消却する。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、2005年10月7日以降株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が30連続取引日(終値のない日を除く)にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であつた場合、又は日本国の税制の変更により本社債に関する次回の支払に関し一定の特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させた場合、当社は、一定の条件の下、本社債の全部を繰上償還することができ、かかる場合同時に本新株予約権の全部を無償で取得する。

平成18年 5月 1日変更 平成18年10月13日登記

第1回新株予約権

新株予約権の数

400個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

390個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 1月31日変更 平成18年 2月 9日登記

385個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 2月28日変更 平成18年 3月14日登記

280個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月11日登記

276個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 4月28日変更 平成18年 5月23日登記

233個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 5月31日変更 平成18年 6月16日登記

217個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 6月30日変更 平成18年 7月19日登記

210個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月 7日登記

206個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記

183個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 40万株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 39万株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 1月31日変更 平成18年 2月 9日登記

普通株式 38万5000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 2月28日変更 平成18年 3月14日登記

普通株式 28万株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月11日登記

普通株式 27万6000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 4月28日変更 平成18年 5月23日登記

普通株式 23万3000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 5月31日変更 平成18年 6月16日登記

普通株式 21万7000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 6月30日変更 平成18年 7月19日登記

普通株式 21万株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月 7日登記

普通株式 20万6000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記

普通株式 18万3000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 4日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

行使価額の調整

（1）つぎの①または②の事由が生ずる場合、行使価額はそれぞれ定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整による生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

（2）上記（1）①および②に定める場合のほか、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、行使価額は適切により調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間
 平成17年7月1日から平成20年6月30日まで
 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
 各新株予約権の一部行使はできないものとする
 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
いつでも、取得し保有する未行使の新株予約権を、無償で消却することができる。

平成15年10月10日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

9 9 1 0 個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式 1 0 0 株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式 = 調整前株式 × 分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 9 9 万 1 0 0 0 株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

行使価額の調整
（1）つぎの①または②の事由が生ずる場合、行使価額はそれぞれ定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整による生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（2）上記（1）①および②に定める場合のほか、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
いつでも、取得し保有する未行使の新株予約権を、無償で消却することができる。

平成17年10月19日登記

会社分割	平成19年4月2日東京都西東京市田無町六丁目1番12号シチズン時計株式会社に分割 平成19年 4月 2日登記
	平成19年4月2日東京都西東京市田無町六丁目1番12号シチズンビジネスエキスパート株式会社に分割 平成19年 4月 2日登記
	平成19年4月1日東京都西東京市田無町六丁目1番12号シチズン・ディスプレイズ株式会社に分割 平成19年 4月 2日登記

	平成19年4月1日東京都西東京市田無町六丁目1番12号シチズン・システムズ株式会社に分割 平成19年 4月 2日登記
	平成19年4月2日埼玉県所沢市大字下富840番地の2シチズンテクノロジーセンター株式会社に分割 平成19年 4月12日登記
	平成19年4月1日長野県北佐久郡御代田町大字御代田4107番地6シチズンマシナリー株式会社に分割 平成19年 4月16日登記
	平成19年4月1日長野県北佐久郡御代田町大字御代田4107番地5シチズンミヨタ株式会社に分割 平成19年 4月16日登記
吸収合併	東京都中野区本町一丁目32番2号シチズン商事株式会社を合併 平成16年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月16日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月16日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 9月22日移記
	平成17年4月1日東京都西東京市田無町六丁目1番12号 シチズン・ディスプレイズ株式会社に分割 平成17年 4月 1日登記
	平成17年4月1日東京都西東京市田無町六丁目1番12号 シチズン・システムズ株式会社に分割 平成17年 4月 1日登記

東京都西東京市田無町六丁目 1 番 1 2 号
シチズンホールディングス株式会社
会社法人等番号 0 1 2 7 - 0 1 - 0 0 4 7 4 4

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成 1 9 年 6 月 1 2 日
東京法務局田無出張所
登記官

比 留 間 治 夫



整理番号 セ 0 0 7 9 9 1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 1 / 2 1